

届出が不要となっている施設基準について（要確認）

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、報告は不要ですが、診療報酬を算定できませんので、ご留意ください。

記

（届出が不要となっている施設基準の例）

- ・ 夜間・早朝等加算
- ・ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算
- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・ 小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・ 遠隔連携診療料
- ・ 連携強化診療情報提供料
- ・ 在宅時医学総合管理料の注 8
- ・ 施設入居時等医学総合管理料の注 5
- ・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 8 に掲げる耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術